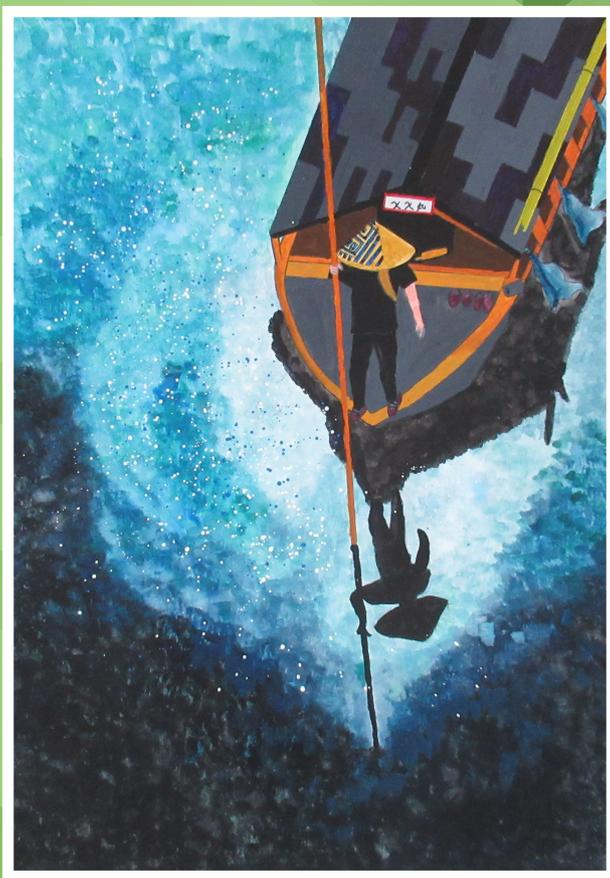


第1章

再犯の防止等に関する 施策の指標



「青い海」

各章の扉には、少年院在院者等が制作した絵画作品を掲載しています。

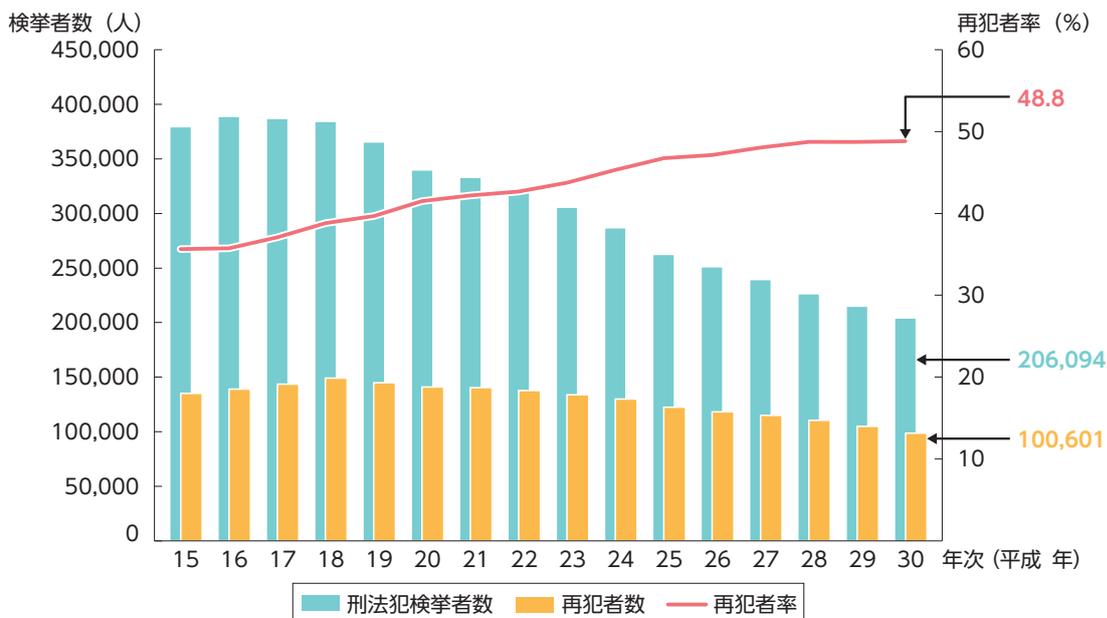
第1節

再犯の防止等に関する施策の成果指標

1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号1】

(平成15年～30年)

| 年次 | 刑法犯検挙者数 | | 再犯者率 |
|-------|---------|---------|------|
| | 検挙者数 | 再犯者数 | |
| 平成15年 | 379,602 | 135,295 | 35.6 |
| 16 | 389,027 | 138,997 | 35.7 |
| 17 | 386,955 | 143,545 | 37.1 |
| 18 | 384,250 | 149,164 | 38.8 |
| 19 | 365,577 | 145,052 | 39.7 |
| 20 | 339,752 | 140,939 | 41.5 |
| 21 | 332,888 | 140,431 | 42.2 |
| 22 | 322,620 | 137,614 | 42.7 |
| 23 | 305,631 | 133,724 | 43.8 |
| 24 | 287,021 | 130,077 | 45.3 |
| 25 | 262,486 | 122,638 | 46.7 |
| 26 | 251,115 | 118,381 | 47.1 |
| 27 | 239,355 | 114,944 | 48.0 |
| 28 | 226,376 | 110,306 | 48.7 |
| 29 | 215,003 | 104,774 | 48.7 |
| 30 | 206,094 | 100,601 | 48.8 |



- 注 1 警察庁・犯罪統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

刑法犯検挙者中の再犯者数は、2007年（平成19年）以降、毎年減少しており、2018年（平成30年）は100,601人であった。

一方、再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、近年上昇傾向にあり、2018年は48.8%と、調査の開始（1972年（昭和47年））以降、過去最高となった。

2 新受刑者中の再入者数及び再入者率【指標番号2】

（平成26年～30年）

| 年次 | 新受刑者数 | 再入者数 | |
|-------|--------|--------|------|
| | | 再入者数 | 再入者率 |
| 平成26年 | 21,866 | 12,974 | 59.3 |
| 27 | 21,539 | 12,804 | 59.4 |
| 28 | 20,467 | 12,179 | 59.5 |
| 29 | 19,336 | 11,476 | 59.4 |
| 30 | 18,272 | 10,902 | 59.7 |

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所するなどした受刑者をいう。
 3 「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。
 4 「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。

新受刑者中の再入者数は、刑法犯検挙者中の再犯者数と同様、近年減少傾向にあり、2018年（平成30年）は10,902人であった。

一方、再入者率は、新受刑者数自体が減少していることもあり、近年は大きな変化が見られず、2018年は59.7%であった。

3 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率【指標番号3】

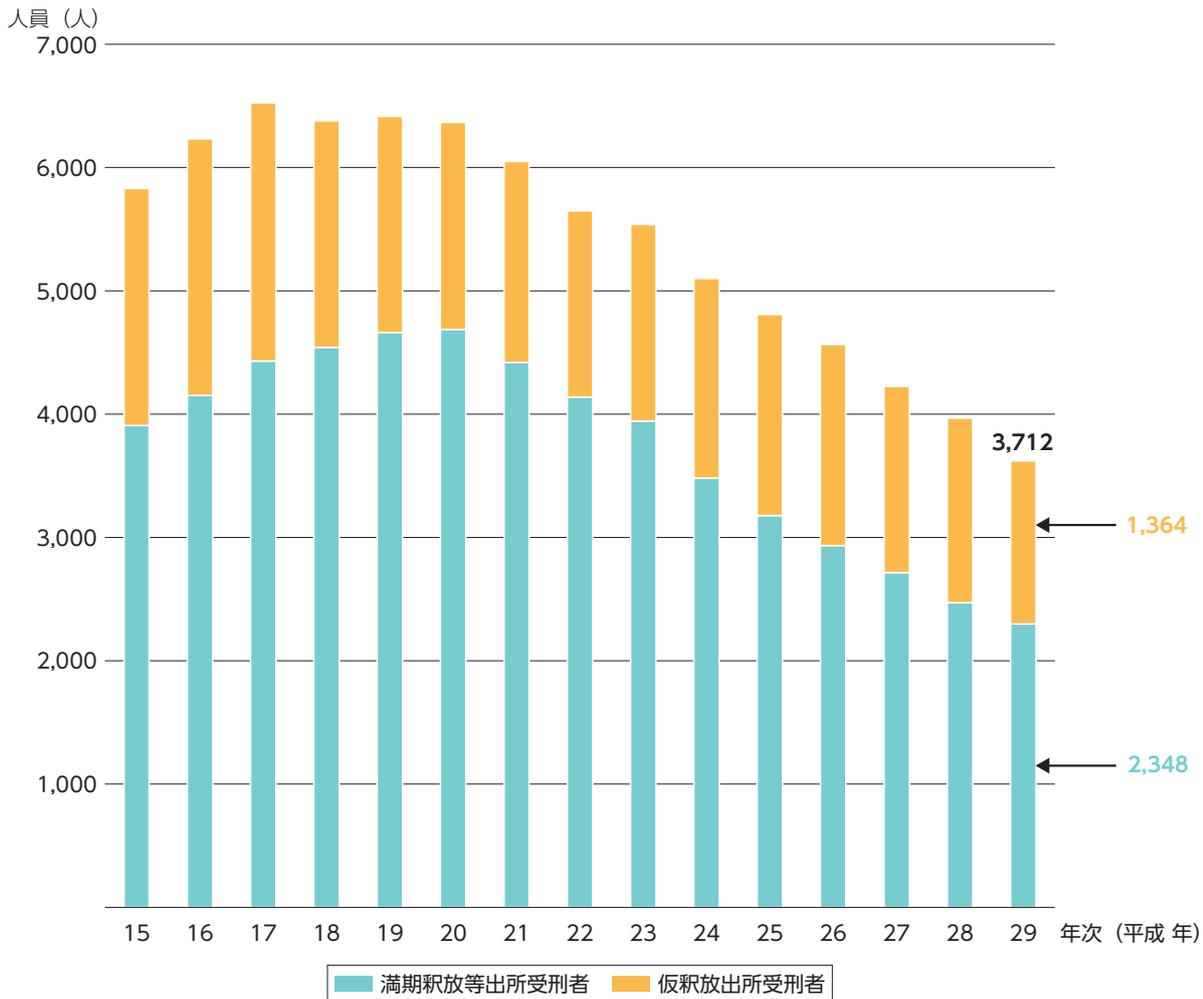
（平成15年～29年）

| 年次 (出所年) | 出所受刑者数 | 出所受刑者 | | 2年以内 再入者数 | 出所受刑者 | |
|-------------|--------|------------------|----------------|--------------|------------------|----------------|
| | | うち満期釈放 等出所受刑者 | うち仮釈放 出所受刑者 | | うち満期釈放等 出所受刑者 | うち仮釈放 出所受刑者 |
| 平成15年 | 28,170 | 12,386 | 15,784 | 5,835 (20.7) | 3,903 (31.5) | 1,932 (12.2) |
| 16 | 29,526 | 12,836 | 16,690 | 6,236 (21.1) | 4,155 (32.4) | 2,081 (12.5) |
| 17 | 30,025 | 13,605 | 16,420 | 6,519 (21.7) | 4,434 (32.6) | 2,085 (12.7) |
| 18 | 30,584 | 14,503 | 16,081 | 6,380 (20.9) | 4,536 (31.3) | 1,844 (11.5) |
| 19 | 31,297 | 15,465 | 15,832 | 6,409 (20.5) | 4,661 (30.1) | 1,748 (11.0) |
| 20 | 31,632 | 15,792 | 15,840 | 6,372 (20.1) | 4,687 (29.7) | 1,685 (10.6) |
| 21 | 30,178 | 15,324 | 14,854 | 6,044 (20.0) | 4,424 (28.9) | 1,620 (10.9) |
| 22 | 29,446 | 14,975 | 14,471 | 5,649 (19.2) | 4,140 (27.6) | 1,509 (10.4) |
| 23 | 28,558 | 13,938 | 14,620 | 5,533 (19.4) | 3,944 (28.3) | 1,589 (10.9) |
| 24 | 27,463 | 12,763 | 14,700 | 5,100 (18.6) | 3,487 (27.3) | 1,613 (11.0) |
| 25 | 26,510 | 11,887 | 14,623 | 4,804 (18.1) | 3,173 (26.7) | 1,631 (11.2) |
| 26 | 24,651 | 10,726 | 13,925 | 4,569 (18.5) | 2,928 (27.3) | 1,641 (11.8) |
| 27 | 23,523 | 9,953 | 13,570 | 4,225 (18.0) | 2,709 (27.2) | 1,516 (11.2) |
| 28 | 22,909 | 9,649 | 13,260 | 3,971 (17.3) | 2,470 (25.6) | 1,501 (11.3) |
| 29 | 21,998 | 9,238 | 12,760 | 3,712 (16.9) | 2,348 (25.4) | 1,364 (10.7) |

- 注 1 法務省調査による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
 3 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。
 4 ()内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。

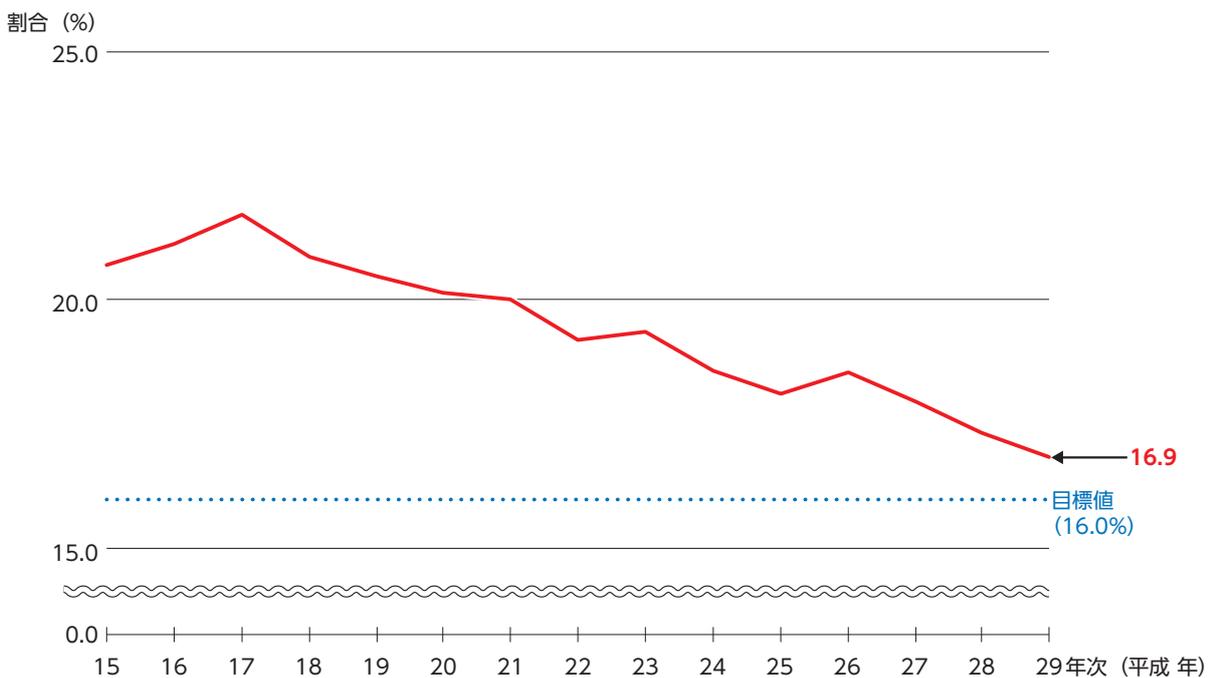
指標番号 3-1

出所受刑者の2年以内再入者数の推移



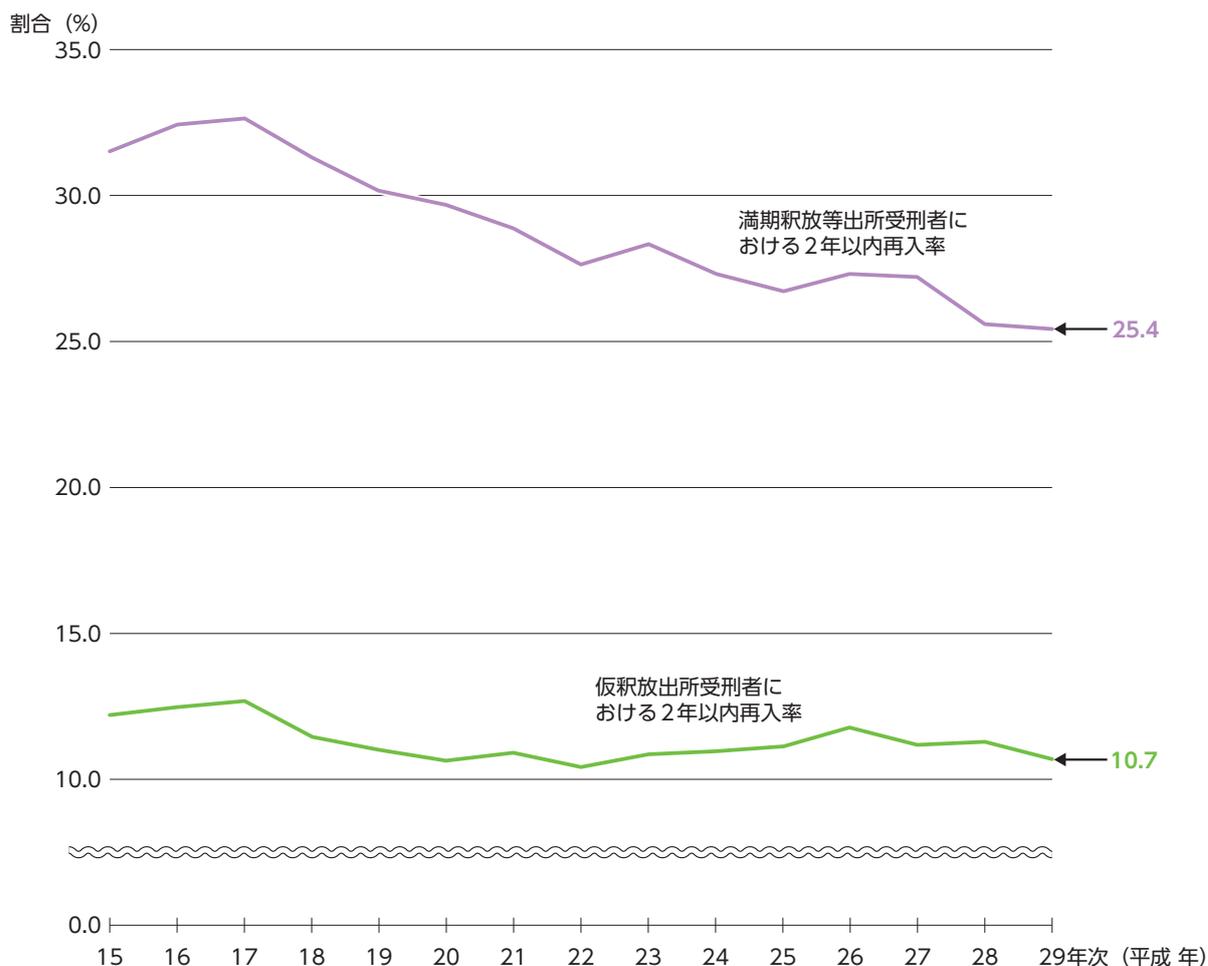
指標番号 3-2-1

出所受刑者の2年以内再入率の推移



指標番号3-2-2

出所受刑者の2年以内再入率の推移（釈放事由別）



出所受刑者の2年以内再入者数は、2008年（平成20年）以降、毎年減少しており、2017年（平成29年）は3,712人と、2003年（平成15年）と比べて2,000人以上減少している。特に、満期釈放等出所受刑者の2年以内再入者数が大幅に減少しており、2017年は2,348人であった。

また、2年以内再入率については、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年（令和3年）までに16%以下にするとの数値目標が設定されているところ、近年着実に低下しており、2017年は16.9%と、調査の開始（1959年（昭和34年））以降、過去最低であった。なお、いずれの出所年においても、満期釈放等出所受刑者の2年以内再入率は、仮釈放出所受刑者よりも高く、2017年は25.4%であった。

4 主な罪名（覚せい剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強姦・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別2年以内再入率【指標番号4】

罪名別（覚せい剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）

（平成25年～29年）

| 年次 (出所年) | 覚せい剤取締法 | | 性犯罪 | | 傷害・暴行 | | 窃盗 | |
|-------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|
| | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 |
| 平成25年 | 6,788 | 1,324 (19.5) | 714 | 66 (9.2) | 1,459 | 243 (16.7) | 8,903 | 2,071 (23.3) |
| 26 | 6,456 | 1,338 (20.7) | 687 | 55 (8.0) | 1,367 | 223 (16.3) | 8,342 | 1,942 (23.3) |
| 27 | 6,184 | 1,187 (19.2) | 640 | 40 (6.3) | 1,310 | 212 (16.2) | 7,860 | 1,824 (23.2) |
| 28 | 6,144 | 1,149 (18.7) | 674 | 54 (8.0) | 1,238 | 199 (16.1) | 7,608 | 1,695 (22.3) |
| 29 | 6,134 | 1,061 (17.3) | 643 | 53 (8.2) | 1,065 | 164 (15.4) | 7,265 | 1,663 (22.9) |

特性別（高齢、女性）

（平成25年～29年）

| 年次 (出所年) | 高齢（65歳以上） | | 女性 | |
|-------------|------------|--------------|------------|--------------|
| | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 |
| 平成25年 | 2,820 | 701 (24.9) | 2,345 | 331 (14.1) |
| 26 | 2,814 | 575 (20.4) | 2,219 | 300 (13.5) |
| 27 | 2,881 | 669 (23.2) | 2,261 | 284 (12.6) |
| 28 | 2,990 | 617 (20.6) | 2,196 | 312 (14.2) |
| 29 | 2,910 | 650 (22.3) | 2,195 | 260 (11.8) |

- 注 1 法務省調査による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
 3 特性別（高齢）の年齢については、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。
 4 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。
 5 () 内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。
 6 「性犯罪」は、強制性交等・強姦・強制わいせつ（いずれも同致死傷を含む。）をいう。
 7 「傷害」は、傷害致死を含む。

少年院出院者 2年以内再入院率

特性別（少年）（平成25年～29年）

| 年次 (出院年) | 出院者数 | 2年以内再入 院者数 |
|-------------|-------|---------------|
| 平成25年 | 3,437 | 362 (10.5) |
| 26 | 3,126 | 325 (10.4) |
| 27 | 2,879 | 316 (11.0) |
| 28 | 2,750 | 281 (10.2) |
| 29 | 2,475 | 245 (9.9) |

- 注 1 法務省調査による。
 2 「2年以内再入院者数」は、各年の少年院出院者のうち、出院年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員をいう。
 3 () 内は、各年の少年院出院者数に占める再入院者数の割合である。

2017年（平成29年）の出所受刑者の2年以内再入率について、主な罪名・特性別で見ると、「覚せい剤取締法違反」(17.3%)、「窃盗」(22.9%)、「高齢（65歳以上）」(22.3%)が全体（16.9%）よりも高くなっている。

また、2017年の2年以内再入率は、2013年（平成25年）と比べて、いずれの主な罪名・特性別でも低下しており、特に、「覚せい剤取締法違反」(2.2ポイント減)、「高齢（65歳以上）」(2.6ポイント減)、「女性」(2.3ポイント減)が大きく低下している。

一方、少年院出院者の2年以内再入院率については、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年（令和3年）までに8.8%以下にするとの数値目

標が設定されているところ、2017年の2年以内再入院者数は245人と、調査の開始（1996年（平成8年））以降、過去最低であったものの、出院者数自体が減少していることもあり、2年以内再入院率は9.9%にとどまっている。

第2節 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

1 就労・住居の確保等関係

(1) 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合【指標番号5】

(平成26年度～30年度)

| 年 度 | 支援対象者数 | 就職件数 | | 割合 |
|--------|--------|------------|------------|------|
| | | うち矯正施設在在所者 | うち保護観察対象者等 | |
| 平成26年度 | 7,071 | 3,364 | 3,707 | 35.8 |
| 27 | 7,688 | 3,907 | 3,781 | 34.8 |
| 28 | 7,464 | 4,023 | 3,441 | 37.4 |
| 29 | 7,794 | 4,539 | 3,255 | 40.4 |
| 30 | 7,690 | 4,593 | 3,097 | 45.8 |

- 注 1 厚生労働省調査による。
 2 「支援対象者数」は、矯正施設又は保護観察所からハローワークに対して、支援依頼がなされた者の数を計上している。
 3 「割合」は、「支援対象者数」における「就職件数」の割合をいう。

刑務所出所者等総合的就労支援対策（【施策番号5ア】（P18）参照）においては、出所受刑者数が近年減少している中、支援対象者数を一定数確保しており、就職した者の数（就職件数）及びその割合は、いずれも近年増加・上昇傾向にあり、2018年度（平成30年度）はそれぞれ3,521件、45.8%であった。特に、矯正施設在在所者の就職件数は、コレワーク（【施策番号5イ】（P19）参照）の設置（2016年（平成28年）11月）以降、大幅に増加している。

(2) 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数【指標番号6】

(平成27年～31年)

| 年 次 | 協力雇用主数 | 実際に雇用している協力雇用主数 | 雇用されている刑務所出所者等数 |
|-------|--------|-----------------|-----------------|
| 平成27年 | 14,488 | 551 | 1,276 |
| 28 | 16,330 | 788 | 1,410 |
| 29 | 18,555 | 774 | 1,204 |
| 30 | 20,704 | 887 | 1,465 |
| 31 | 22,472 | 945 | 1,473 |

- 注 1 法務省調査による。
 2 各年4月1日現在の数値である。
 3 「刑務所出所者等」は、少年院出院者及び保護観察対象者などを含む。

協力雇用主数は、近年増加傾向にあり、2019年（平成31年）4月1日現在、22,472社であった。また、出所受刑者数が近年減少している中、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数は、近年ほぼ横ばいで推移しており、2019年は1,473人であった。

一方、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において、2020年（令和2年）までに約1,500社にまで増加させるとの数値目標が設定されているところ、2019年は945社にとどまっている。

(3) 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合【指標番号7】

(平成26年～30年)

| 年次 | 保護観察終了者(総数) | 職業不詳の者 | 無職である者 |
|-------|-------------|--------|--------------|
| 平成26年 | 34,651 | 844 | 7,317 (21.6) |
| 27 | 33,636 | 752 | 7,185 (21.8) |
| 28 | 31,827 | 731 | 6,866 (22.1) |
| 29 | 29,649 | 673 | 6,360 (21.9) |
| 30 | 27,994 | 681 | 5,779 (21.2) |

- 注 1 法務省・保護統計年報による。
 2 「無職である者」は、各年に保護観察を終了した者のうち、終了時職業が無職である者から、定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除いて計上している。
 3 ()内は、職業不詳の者を除く保護観察終了者に占める「無職である者」の割合である。
 4 交通短期保護観察の対象者及び婦人補導院仮退院者を除く。

保護観察終了時に無職である者の数は、近年減少傾向にあり、2018年(平成30年)は5,779人であったが、その割合は、保護観察終了者数(総数)自体が減少していることもあり、近年はほぼ横ばいで推移しており、2018年は21.2%であった。

(4) 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号8】

(平成26年～30年)

| 年次 | 刑務所出所者総数 | 帰住先がない者 |
|-------|----------|--------------|
| 平成26年 | 24,684 | 5,696 (23.1) |
| 27 | 23,566 | 5,577 (23.7) |
| 28 | 22,947 | 4,739 (20.7) |
| 29 | 22,025 | 3,890 (17.7) |
| 30 | 21,060 | 3,628 (17.2) |

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。
 3 「帰住先がない者」は、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のものである者などを含む。
 4 ()内は、各年の刑務所出所者総数に占める帰住先がない者の割合である。

刑務所出所時に適切な帰住先がない者の数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、2020年(令和2年)までに4,450人以下に減少させるとの数値目標が設定されているところ、住居の確保等の施策(第2章第2節を参照)等により、2017年(平成29年)には当該目標を達成し、2018年(平成30年)は3,628人にまで減少した。また、刑務所出所時に適切な帰住先がない者の割合も、近年低下傾向にあり、2018年は17.2%であった。

(5) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数【指標番号9】

(平成26年度～30年度)

| 年度 | 更生保護施設 | 自立準備ホーム | 計 |
|--------|--------|-------------|--------|
| 平成26年度 | 10,092 | 1,497 (136) | 11,589 |
| 27 | 10,179 | 1,887 (370) | 12,066 |
| 28 | 9,608 | 1,716 (192) | 11,324 |
| 29 | 9,620 | 1,547 (175) | 11,167 |
| 30 | 9,719 | 1,679 (223) | 11,398 |

- 注 1 法務省調査による。
 2 ()内は、各年の薬物依存症リハビリ施設(ダルク等の薬物依存からの回復を目的とした施設のうち、自立準備ホームに登録されているもの)への委託人員数(内数)である。

更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は、いずれも近年はほぼ横ばいで推移しており、2018年度（平成30年度）はそれぞれ9,719人、1,679人であった。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

(1) 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数【指標番号10】

(平成26年度～30年度)

| 年 度 | 特別調整の 終結人員 | 内 訳 | | | |
|--------|---------------|-----|------|------|------|
| | | 高齢 | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 |
| 平成26年度 | 690 | 346 | 96 | 239 | 172 |
| 27 | 730 | 389 | 107 | 214 | 196 |
| 28 | 704 | 377 | 103 | 234 | 207 |
| 29 | 809 | 437 | 117 | 225 | 252 |
| 30 | 698 | 384 | 87 | 187 | 227 |

- 注 1 法務省調査による。
 2 「終結人員」は、少年を含む。
 3 「終結人員」は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
 4 内訳は重複計上による。

特別調整（【施策番号36】(P44) 参照）により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数は、近年はほぼ横ばいで推移しており、2018年度（平成30年度）は698人であった。

なお、2018年度の内訳を見ると、「高齢」が384人と、半数を超えている。

(2) 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合【指標番号11】

(平成28年度～30年度)

| 年 度 | 薬物事犯保護観察 対象者数 | うち治療・支援を 受けた者の数 |
|--------|------------------|--------------------|
| | | |
| 平成28年度 | 7,501 | 333 (4.4) |
| 29 | 7,569 | 393 (5.2) |
| 30 | 7,717 | 527 (6.8) |

- 注 1 法務省調査による。
 2 () 内は、薬物事犯保護観察対象者のうち、治療・支援を受けた者の割合である。
 3 平成30年度の薬物事犯保護観察対象者数及びうち治療・支援を受けた者の割合については、速報値である。

薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合は、調査の開始（2016年度（平成28年度））以降、毎年増加・上昇しており、2018年度（平成30年度）はそれぞれ527人、6.8%であった。

3 学校等と連携した修学支援の実施等関係

(1) 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率【指標番号12】

(少年院出院時)

| | 出院者数 (A) | (A)のうち、 修学支援対象者数 (B) | (B)のうち、出院時 復学・進学希望者 (C) | (C)のうち、出院時 復学・進学決定者 【指標番号12】 |
|-------|-------------|----------------------------|-------------------------------|------------------------------------|
| 平成30年 | 2,190 | 369 | 272 | 97 (35.7) |

- 注 1 法務省調査による。
 2 「出院者数」は、当該調査期間において出院した者を計上している。ただし、逮捕状執行及び他施設への移送（保護上の移送を除く）による出院者を含まない。
 3 「修学支援対象者数」は、当該調査期間において出院した者のうち、出院時に修学支援対象者として選定されていた者を計上している。
 4 「進学決定」は、入学試験に合格しているなど、進学が確定的である状態をいう。
 5 ()内は、指標に該当する人員の割合である。

(2) 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合【指標番号13】

(保護観察終了時)

| | 平成30年1月以降に 少年院を出院し、当 該期間中に保護観察 が終了した者 (A) | (A)のうち、少年院 において修学支援を 実施し、出院時点で 復学・進学を希望す る者 (B) | (B)のうち、出院時又 は保護観察期間中に復 学・進学決定した者 【指標番号12】 (C) | (C)のうち、保護観 察期間中に高等学校 等を卒業した者又は 保護観察終了時に高 等学校等に在学して いる者 【指標番号13】 |
|-------|---|--|---|---|
| 平成30年 | 626 | 25 | 12 (48.0) | 11 (91.7) |

- 注 1 法務省調査による。
 2 平成30年1月以降に少年院を仮退院した者のうち、当該期間中に保護観察が終了した者について計上している。
 3 ()内は、指標に該当する人員の割合である。

2018年（平成30年）の少年院出院者のうち、在院中に修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者は272人であったところ、そのうち、出院時に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率は、それぞれ97人、35.7%であった。

また、2018年1月以降に少年院を出院し、2018年中に保護観察が終了した者のうち、少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者は25人であったところ、そのうち、保護観察期間中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率は、それぞれ12人、48.0%であった。さらに、当該者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者及びその割合は、それぞれ11人、91.7%であった。

なお、本指標は2018年から調査を開始したため、同年以前との比較はできない。

(3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率【指標番号14】

(平成26年度～30年度)

| | 受験者数 | 全科目合格者 | | 1以上科目合格者 | |
|--------|-------|--------|------|----------|------|
| | | 合格者数 | 合格率 | 合格者数 | 合格率 |
| 平成26年度 | 927 | 295 | 31.8 | 872 | 94.1 |
| 27 | 1,069 | 399 | 37.3 | 1,024 | 95.8 |
| 28 | 1,049 | 375 | 35.7 | 990 | 94.4 |
| 29 | 1,034 | 400 | 38.7 | 989 | 95.6 |
| 30 | 1,085 | 436 | 40.2 | 1,012 | 93.3 |

- 注 1 文部科学省調査による。
 2 「全科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者をいう。
 3 「1以上科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な科目のうち全部又は一部の科目に合格した者をいう。
 4 「合格率」は、受験者数に占める「全科目合格者」、「1以上科目合格者」の割合である。

矯正施設における高等学校卒業程度認定試験（【施策番号63】(P71)参照）の受験者数は、近年ほぼ横ばいで推移しており、2018年度（平成30年度）は1,085人であった。

一方、全科目合格者数及び合格率は、近年増加・上昇しており、2018年度はそれぞれ436人、40.2%であった。また、1以上科目合格率は、近年90%以上の高い水準を維持しており、2018年度は93.3%であった。

4 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係**(1) 保護司数及び保護司充足率【指標番号15】**

(平成27年～31年)

| 年次 | 保護司数 | 充足率(%) |
|-------|--------|--------|
| 平成27年 | 47,872 | 91.2 |
| 28 | 47,939 | 91.3 |
| 29 | 47,909 | 91.3 |
| 30 | 47,641 | 90.7 |
| 31 | 47,245 | 90.0 |

- 注 1 法務省調査による。
 2 各年1月1日現在の数値である。
 3 「充足率」は、定数（5万2,500人）に対する保護司数の割合である。

保護司数及び保護司充足率は、2017年（平成29年）以降、減少傾向にあり、2019年（平成31年）1月1日現在で、それぞれ47,245人、90.0%であった。

(2) “社会を明るくする運動” 行事参加人数【指標番号16】

(平成26年～30年)

| 年次 | 行事参加人員 |
|-------|-----------|
| 平成26年 | 2,480,855 |
| 27 | 2,563,333 |
| 28 | 2,833,914 |
| 29 | 2,769,306 |
| 30 | 3,228,710 |

注 法務省調査による。

2018年（平成30年）の“社会を明るくする運動”行事参加人数は322万8,710人と、2017年（平成29年）に比べて、45万9,404人増加した。

5 地方公共団体との連携強化等関係

(1) 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合【指標番号17】

| 年次 | 策定地方公共団体数（策定割合） | | |
|-------|-----------------|------|-----------------|
| | 都道府県 | 政令市 | その他市区町村（特別区を含む） |
| 平成30年 | 1/47 | 0/20 | 0/1,727 |
| 31 | 15/47 | 0/20 | 4/1,727 |

注 1 法務省調査による。
2 平成31年4月1日現在の数値である。

推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数は、2019年（平成31年）4月1日現在、都道府県が15、政令市を除く市区町村が4であった。

なお、都道府県を始めとした多くの地方公共団体において、地方再犯防止推進計画の策定に向けた検討が進められている。

